武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

くし お り>

武蔵村山市協働推進部ごみ対策課

1 廃棄物減量等推進審議会の目的

廃棄物減量等推進審議会は、市町村における一般廃棄物の減量 化対策を実効あるものとすることなどを目的として、平成3年の 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、設置され たもので、当該審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市 の条例で定めることになっています。

2 名称を「武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会」とした経過 本市においては、廃棄物の排出の抑制、分別収集の徹底、資源 ごみの再生等ごみの減量化に関する施策について、市民及び廃棄 物処理業者、事業者等、関係者の協力が特に必要となることから、 これらを総合的に勘案し「武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会」 としたものです。

また、当該審議会は、一般廃棄物の減量化に関する事項だけでなく、その他一般廃棄物の処理全般に関する事項についても審議していただきます。

3 委員の構成

一般廃棄物の減量等に関する市民の意見を集約するため、委員

は、市民、廃棄物処理業者、事業者、学識経験者等とし、これに 一般市民から公募による委員を加えた幅広い構成としています。

4 委員報酬 ①会長:会議1回につき、11,500円

②委員:会議1回につき、11,000円

5 法律の規定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)第 5条の7で、次のように定めています。

(廃棄物減量等推進審議会)

(廃棄物減量等推進審議会)

- ① 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
- ② 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

6 条例の規定

「武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」 (以下「条例」という。)第7条で、次のように定めています。 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する 事項を審議するため、市長の附属機関として、武蔵村山市廃棄 物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市 長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。
- 3 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し 必要な事項は、規則で定める。

7 規則の規定

「武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行 規則」第3条から第6条で、次のように定めています。

(審議会の組織及び運営)

条例第7条第1項の規定により置く審議会に会長及び 副会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会 長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が召集する。
- 5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開く ことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数 のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 適正処理困難物の指定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (部会)

審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によ

- り選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会の経過及 び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のう ちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理 する。

(庶務)

審議会の庶務は、協働推進部ごみ対策課において処理する。

8 委員の選出区分等

公募委員

審議会の委員の選出区分及び人数は、次のとおりです。

武蔵村山市自治会連合会 1人
村山団地連合自治会 1人
武蔵村山市消費者団体連絡会 1人
武蔵村山市商工会 1人
武蔵村山市公立小・中学校校長会 1人
市内の事業者(収集業者・排出業者) 2人
学識経験者 2人

1人